

財団法人沖縄県労働者福祉基金協会寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人沖縄県労働者福祉基金協会（以下「労福協」という。）という。

(事務所)

第2条 労福協は、事務所を沖縄県那覇市に置く。

(目 的)

第3条 労福協は、沖縄県内の勤労者の福祉を増進し、併せて勤労者の福祉の向上を目指す団体の自主的な福祉活動の育成を図り、もって勤労者の社会的、経済的地位の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 労福協は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 勤労者の育児及び教育資金等の借入金の利子補給に関する事業
- (2) ファミリー・サポートセンターをはじめ子育て支援に関する事業
- (3) 中小企業労働者福祉サービスセンターの会員の増加及び施設の拡充等のための活動に関する事業
- (4) 労働者在宅福祉総合サービスに関する事業
- (5) 中小企業退職者共済制度支援に関する事業
- (6) 勤労者の福祉向上のためのライフプランセミナー等各種研修会の開催に関する事業
- (7) 労働者福祉相談地域センターの設置に関する事業
- (8) 勤労者の文化、教育、スポーツに関する事業
- (9) 食の安全と環境に関する事業
- (10) 勤労者福祉事業の企画、調査、研究に関する事業
- (11) 労働者派遣法に基づく派遣事業、職業安定法に基づく職業紹介事業
- (12) 地方自治体の条例に基づく指定管理者制度に関する事業
- (13) その他労福協の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員資格、会費納入義務

(会員の構成)

第5条 財団を構成する会員は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 労働組合団体

- (2) 労働福祉団体
- (3) その他労働福祉に関する団体で、理事会で承認した団体

(会費納入の義務)

第6条 会員は、会費を納入する義務を負う。

2 会費の額については理事会の協議を経て別途定める。

第3章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第7条 労福協の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費、補助金及び寄附金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第8条 労福協の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 労福協の設立の際基本財源として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 労福協の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

(資産の管理)

第9条 労福協の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れて保管しなければならない。ただし、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得て、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管することができる。

(基本財産の処分の制限)

第10条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、沖縄県知事の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第11条 労福協の経費は、運用財産、会費、補助金及び寄附金をもって支弁する。

(事業年度)

第12条 労福協の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第13条 労福協の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、評議員会の同意を得て、沖縄県知事に届けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 事業年度開始前にやむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を定め、これを執行することができる。

3 前項の規定により暫定予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づいた収支とみなす。

4 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第14条 労福協の事業報告及び決算は、その事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2月以内に理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、その事業年度終了後3月以内に、沖縄県知事に報告しなければならない。

(長期借入金)

第15条 労福協が資金の借り入れを行おうとする場合は、当該事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、沖縄県知事に届け出なければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第16条 労福協に、次の役員を置くことができる。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 2人

(3) 専務理事 1人

(4) 常務理事 1人

(5) 理事(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む) 10人以上15人以内

(6) 監事 3人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

4 理事の構成は、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。第32条第3項において同じ)又は所管する官庁の出身者の数が、それぞれ

れ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

また、同一の業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

5 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第17条 理事長は、労福協を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長がかけたときは、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。

3 専務理事は、業務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、民法（明治29年法律第89号）第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意により、その役員を解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第20条 報酬を受ける役員、報酬の額等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第21条 労福協の事務を処理するため、労福協に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第24条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して開催の請求が合ったとき。

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面評決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の開催の日時及び場所

- (2) 理事の現在数、理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 評議員会

（設置）

第31条 労福協の運営に関する基本的事項について、理事長の諮問に応ずるため評議員会を置く。

（構成及び選任）

第32条 評議員会は、評議員12人以上17人以内をもって構成する。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 評議員の構成は、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者又は同一の業界の関係者の数が、それぞれ評議員現在数の2分の1を超えてはならない。

（任期及び解任）

第33条 第18条及び第19条の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（諮問事項）

第34条 評議員会は、理事長の諮問に応じ、事業の運営に関する事項を審議する。

- 2 理事長は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を諮問しなければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関する事
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事
 - (3) 基本財産の処分及び長期借入金に関する事
 - (4) 第1号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事
 - (5) その他理事会で必要と認めた事項

（招集）

第35条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

（会議の運営）

第36条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

2 第27条から第30条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、沖縄県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第38条 労福協は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、沖縄県知事の承認があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を得かつ、沖縄県知事の許可を得て、労福協の目的と類似の目的をもつ他の団体に寄附する。

第8章 雑 則

(委 任)

第39条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、労福協の設立許可のあった日から施行する。
- 2 労福協の設立当初の事業年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成17年3月31日までとする。
- 3 労福協の設立初年度の事業年度計画及び予算は、第13条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 労福協の設立当初の役員は、第16条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成17年6月30日までとする。
- 5 労福協の設立当初の評議員は、第32条第2項の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は、第33条の規定にかかわらず、平成17年6月30日までとする。
- 6 平成17年10月28日一部改正。
- 7 平成18年 8月29日一部改正。
- 8 平成22年 3月29日一部改正。
- 9 平成23年 3月 8日一部改正。